



しろさと 農業委員会だより

第 21 号

平成 30 年 3 月 15 日発行

編集
城里町農業委員会運営委員会

発行
城里町農業委員会

会長あいさつ



■城里町農業委員会
会長 富永 幸男

日頃から当委員会活動に対しまして、農家の皆様はもとより関係機関の皆様方には深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、農業委員の改選に伴い2月1日の臨時総会において会長の重責を担う事になりました。身に余る光栄でありますとともに、改めて責任の重大さを痛感しているところでございます。

今回の改選により、新たに農業委員14名と農地利用最適化推進委員16名が選任され新体制のもと各地区において活動を始めました。

本町における農業の現状は、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増大、さらに有害鳥獣による被害の拡大等大変厳しい状況下におかれております。

農業委員会では、これらの課題に対応していくため、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地利用集積、集約化等、「農地利用の最適化」に向けて積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

新たに農業委員と農地利用最適化推進委員が決まりました

平成 30 年 2 月から農業委員と農地利用最適化推進委員の活動が始まりました。任期は 3 年です。

農業委員は、総会に出席し、農地法に基づく法定業務の審議を行います。農地利用最適化推進委員は、担当区域内における農地集積、遊休農地の解消を行います。農業委員と農地利用最適化推進委員は、互いに協力して農地利用の最適化に向けた活動を行います。

各委員の今後の活動に、皆様のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。委員のプロフィールは、2 頁以降に掲載しておりますのでご覧ください。

農業経営基盤強化促進法で 10 年間の利用権設定をされている方へ

農地中間管理機構が設立されたことにより、農業委員会では農地中間管理機構の利用を推進しています。機構を通すと、仮に契約終了後に農地の返還を受けた場合、機構が担い手を探し、新たな担い手に貸し付けるまでの 2 年間は機構で管理します。

また、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付ける等、担い手にもメリットのある制度です。

現在、農地中間管理機構を通さず 10 年間の貸し借りをされている出し手、担い手の方は、この機会に農地中間管理機構をご利用してみたいかがでしょうか。

農地を住宅用地や資材置き場、駐車場、山林等の農地以外の用途に転換したい!!

これを**農地転用**といいます。農地を転用するには許可申請が必要です。詳しくは、農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 会長あいさつ | 1 |
| 農業委員と農地利用最適化推進委員について | 1 |
| 農地中間管理機構について | 1 |
| 農地転用について | 1 |
| 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介について | 2・3 |
| 農業委員活動報告 | 3 |
| 農地賃借料情報 | 4 |
| 平成 30 年農業委員会定例総会日程 | 4 |
| 農地の適正な管理について | 4 |
| 退任された農業委員 | 4 |
| 農業者年金について | 4 |

農業委員14名、農地利用最適化推進委員16名が決まりました！

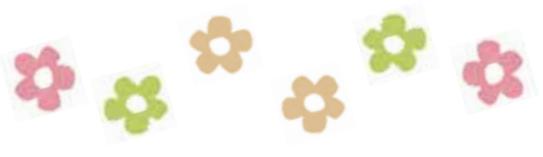
任期満了に伴う改選により、新しい顔ぶれが決まりました。

任期は平成 30 年 2 月 1 日から平成 33 年 1 月 31 日です。

農家の代表・相談役として一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

● 農業委員

①住所 (大字のみ) ②担当地区

| | | | |
|---|---|--|--|
|  <p>議席 1 松崎 栄一 ①増井 ②上入野 1,2 区</p> |  <p>議席 2 飯村 義弘 ①上赤沢 ②徳蔵区, 上下赤沢区, 大真区</p> |  <p>議席 3 横倉 好夫 ①石塚 ②春園区, 小坂区</p> |  <p>議席 4 卜部 三男 ①小勝 ②小勝 1,2 区, 塩子 1,2,3 区</p> |
|  <p>議席 5 小幡 登 ①粟 ②上坏区,粟区, 下坏区</p> |  <p>議席 6 所 幸男 ①下青山 ②上青山区, 下青山区, 勝見沢区</p> |  <p>議席 7 前田 宣夫 ①増井 ②増井 1,2 区, 磯野区</p> |  <p>議席 8 加藤木 直之 ①北方 ②北方区, 高久区</p> |
|  <p>議席 9 高玉 悦子 ①下阿野沢 ②阿波山 1,2 区, 下阿野沢区, 上阿野沢区, 御前山区</p> |  <p>議席 10 加藤 文夫 ①高根 ②錫高野区, 孫根区,岩船 区,高根区</p> |  <p>議席 11 片根 輝道 ①石塚 ②石塚 1,2,3,4,5,6,7 区, 大堀区,西区,西 A, 西 B,新町区</p> |  <p>議席 12 石川 丈幸 ①那珂西 ②那珂西 1,2,3 区, 中妻区,上泉区</p> |
|  <p>議席 13 富永 幸男 ①磯野 ②※</p> |  <p>議席 14 代々木 英夫 ①下古内 ②下古内区, 下古内 1,2,3 区</p> |  | |

※会長のため担当地区を持ちません

● 農地利用最適化推進委員

①住所 (大字のみ) ②担当地区

| | | | |
|--|--|--|--|
|  <p>高安 達夫 ①下古内 ②上古内・ 下古内地区</p> |  <p>檜山 寛司 ①上泉 ②那珂西・ 上泉地区</p> |  <p>高安 敏夫 ①石塚 ②石塚地区</p> |  <p>興野 賢 ①上入野 ②上入野地区</p> |
|  <p>柏 純男 ①増井 ②増井・ 磯野地区</p> |  <p>富永 清 ①石塚 ②春園・ 小坂地区</p> |  <p>久保田 米雄 ①上青山 ②上青山・ 下青山・ 勝見沢地区</p> |  <p>添田 伸二 ①上坏 ②上坏地区</p> |

農地賃借料情報

平成 29 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料 (10a 当たり) 情報を公表します。この情報は、利用権設定により賃貸借された賃借料を集計したものです。(使用賃借分は含まれません。)

| 田 | 地区別 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 集計筆数 |
|---|-----|----------|----------|---------|------|
| | 常北 | 12,310 円 | 33,600 円 | 9,080 円 | 32 筆 |
| | 桂 | 12,016 円 | 18,160 円 | 5,000 円 | 45 筆 |
| | 七会 | 6,900 円 | 9,020 円 | 6,200 円 | 4 筆 |

| 畑 | 地区別 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 集計筆数 |
|---|-----|---------|----------|---------|------|
| | 常北 | 2,300 円 | 5,600 円 | 410 円 | 7 筆 |
| | 桂 | 9,920 円 | 15,170 円 | 3,100 円 | 16 筆 |
| | 七会 | 6,900 円 | — | — | 1 筆 |

平成 30 年 農業委員会定例総会 年間日程表

| | |
|---------------|-----------|
| 1 月 25 日 (木) | 13 時 10 分 |
| 2 月 26 日 (月) | 14 時 00 分 |
| 3 月 26 日 (月) | 13 時 10 分 |
| 4 月 25 日 (水) | 14 時 00 分 |
| 5 月 25 日 (金) | 14 時 00 分 |
| 6 月 25 日 (月) | 14 時 00 分 |
| 7 月 25 日 (水) | 14 時 00 分 |
| 8 月 27 日 (月) | 14 時 00 分 |
| 9 月 25 日 (火) | 14 時 00 分 |
| 10 月 25 日 (木) | 14 時 00 分 |
| 11 月 26 日 (月) | 14 時 00 分 |
| 12 月 25 日 (火) | 14 時 00 分 |

農業者年金に加入して安心して豊かな老後に備えましょう！

農業者年金は、農業者のための、より安定した老後を過ごすための、国民年金 (基礎年金) の上乘せ年金であり公的年金です。次の 3 つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

◆ 加入要件

- 20 歳以上 60 歳未満の方
- 国民年金第 1 号被保険者 (保険料免除者を除く)
- 年間 60 日以上農業に従事する方

◆ 農業者年金の特徴とメリット

- ① 自分で積み立てる積み立て方式。
- ② 保険料は自由に選択
(月額 2 万円から 6 万 7 千円の間で千円単位) できます。
- ③ 80 歳までの保証！終身年金です。
- ④ 税制の優遇措置も受けられるので、税制面でも有利です。

田畑から出る際は、農耕車両に ついた土や泥を落としましょう

道路に落ちた土や泥のかたまりは、歩行者の通行の妨げや車の交通事故の原因につながり危険です。また、道路は、みんなで使うところであり、土泥の散乱の様子は環境美化の点でも大変気になるものです。

農機具についた土や泥を道路に落としてしまった場合には、速やかに取り除き通行の支障にならないようお願い致します。

退任された農業委員

この度の改選に伴い、下記の方々が農業委員を退任されました。長年にわたり農業の発展に貢献されましたことに對し、深く感謝をいたします。

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|----------------|---------|----------------|--------|----------------|---------|---------|----------|---------|---------|
| ・ 南條 治 | ・ 桐原 健一 | ・ 宮本 仁 | ・ 江幡 薫 | (現農地利用最適化推進委員) | ・ 川又 重光 | (現農地利用最適化推進委員) | ・ 山口 勉 | (現農地利用最適化推進委員) | ・ 櫻井 武男 | ・ 加藤木 直 | ・ 加藤木 勝三 | ・ 森田 幸正 | ・ 長谷川 毅 |
|--------|---------|--------|--------|----------------|---------|----------------|--------|----------------|---------|---------|----------|---------|---------|

城里町農業委員会事務局

〒 311-4391
 城里町大字石塚 1428-25
 TEL 029-288-3111 (代表)
 FAX 029-288-2113



今年、委員の改選があり、農業委員と、新たに農地利用最適化推進委員が活動を始めました。今後も耕作放棄地が増えることが予想されるため、各委員・事務局一丸となり、農地中間管理機構を利用する等、耕作放棄地の解消・農地の集積を行います。

編集後記